

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾町長 松本 俊二

市町村名 (市町村コード)	綾町 (383)
地域名 (地域内農業集落名)	綾北地区 (麓・北麓・小田爪・杁道・久木野々)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

地域内の高齢化が進み、担い手・労力の確保が困難になりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

ハウス胡瓜、水稻、飼料稻の栽培が行われており、遊休農地は少ない。飼料稻の補助事業がなくなると遊休農地が増えることが懸念される。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	109.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	29.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。(農振農用地区域外の農地は保全管理)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

※

農地中間管理機構を活用し、認定農家を中心として農業委員会と調整し、集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

※

農地中間管理機構を活用し、農業者の経営状況に応じて段階的に集約化を進める。その際は農業委員会と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

※

国庫補助事業を活用した基盤整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

※

関係機関・団体と連携し相談体制を確立するとともに、経営や栽培技術の情報提供や指導などの支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

※

担い手や関係機関・団体と連携し、適切な農地の維持管理を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

(1)有害鳥獣対策協議会を中心に鳥獣被害防止のためのパトロールの実施や侵入防止策を講じるための支援を行う。

(2)綾町自然生態系農業認証制度に取り組み、有機農業や減農薬栽培に切り替えていく。

(3)スマート技術を積極的に導入し、コスト削減や高収益化を図る。

(7)地域、多面的機能支払交付金事業の取組組織、関係機関・団体と連携し農地の維持管理を行う。

(8)担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。